(法と経済	授 業営学研究科 法と経営学専攻)	科 目 概 要 一 覧
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容
	ビジネス総論 1	本研究科の導入科目であるとともに必修科目。マーケティングを中心とした、プロダクション&サプライ分野、ヒューマン・リソーシズ分野およびガバメント分野における著名な事例を対象にして経営学・法学の両面からの問題提起をもとに議論を行う。本科目の目的は、企業研究には両分野からの分析が必要であることを学生に実感させることにあり、論点の体系的理論化や網羅的な知識を教授し理解させることではない。上記の目的から履修期は1年次前期とする。全15回とも、加賀山と丸山のペアが同時に教室に入り、前者が法学(製造物責任法、労働契約法、消費者法)、後者が経営学(流通政策およびサプライチェーンを中心としたマーケティング戦略)の観点から議論を主導する。
	ビジネス総論 2	本研究科の導入科目であるとともに必修科目。コーポレート・ガバナンスを中心として、ファイナンス分野およびマーケティング分野における著名な事例を対象にして経営学・法学の両面からの問題提起をもとに議論を行う。本科目の目的は、企業研究には両分野からの分析が必要であることを学生に実感させることにあり、論点の体系的理論化や網羅的な知識を教授し理解させることではない。上記の目的から履修期は1年次前期とする。全15回とも、河村と北浦のペアが同時に教室に入り、前者が法学(企業法務、ビジネス法、国際取引法、会社法、金融商品取引法)、後者が経営学(経営史を中心した企業経営)の観点から議論を主導する。
共通基礎科目	中小企業研究総論 (事業承継の法と経営)	(概要)中小企業の事業承継は経営上や法律上の問題はもちろん、後継者の人生設計や親族間の意見調整など家族の思惑も絡む複雑な問題であるが、本講ではこの問題を経営学・法学の視点から論理的に考察する。 (オムニバス方式/全15回) (① 加賀山茂/3回) 事業承継で生じる民法上の諸問題を考察する。 (④ 来住野究/3回) 株式の相続または譲渡による事業承継をめぐる会社法上の問題を考察する。 (⑥ 西山由美/3回) 事業承継の阻害要因となる税負担に対応した事業承継税制など税法上の問題を考察する。 (③ 神田良/3回) 中小企業のマネジメントを、ビジネスの承継、関係性の承継、人の承継から考察する。 (⑧ 丸山正博/3回) 日本経済における中小企業の意義を概観した上で、事業規模に応じた市場開拓方法を考察する。
	企業と社会(CSR)	社会的存在としての企業の行動が厳しく問われている。こうした責任は法律として明文化されているものもあれば、法律としては明記されてはいないが社会的な規範として遵守しなければならないものもある。いわゆるコンプライアンスの対象ともなっている。多くの利害関係者(ステークホールダー)が見守る中で、どの範囲の利害関係者に目を配り、どのような行動を取るべきなのかを体系的に学習するとともに、実践での経営課題についても実務家からの経験をベースに議論し、理解を深める。 講義は、経営戦略論を専門とする教員と、企業法務を専門とする教員の2人で担当する。企業戦略の立場と企業法務の立場の双方から社会的な責任を個別的、具体的なテーマに沿って議論する。
	ビジネスエコノミクス (企業活動の経済分析)	基礎的なミクロ経済学や取引費用の経済学の概念を用いて、経営上の諸問題を分析する。具体的には価格戦略、企業の境界、内部組織の経済学、コーポレートガバナンスといった内容を扱う。経済学の特徴は分析対象よりはむしろその極めてシンプルな分析手法にあり、数多くの社会経済現象をごく少数の原理原則で説明することに成功してきた。本講義の目的は、経済学的分析手法を経営上の諸問題に応用することで、一見無関係で複雑に見える経営現象を統一的に理解し、新たなビジネス局面に経済学的考え方を応用するスキルを獲得することにある。

		法と経済学	「法と経済学」は経済学の視点から法を分析する学問である。この授業では、次の2つの視点で学習する。 第1に、経済学の視点(効率性の追求)と法学の視点(正義の追求)との異同を理解
	Ł		する。 第2に、法概念や法原理を経済的視点から数量的に理解する。例えば、法学上の重要な概念である「過失」について、法と経済的な観点から、注意を払う費用(増加直線)とそれによって回避できる損害(低減・双曲線)を合成した社会費用(凹曲線)が極小となる点を求め、その点に対応する注意の量が過失と無過失とを分離する点であることを理解する。
通基礎科目		法学研究論	法学分野の研究手法を講義し、履修者はレポート課題の提出等によって実習する。 すなわち、学術論文の作成に不可欠な、①法律文献等(判例を含む。以下同じ)の 調査・収集方法、②学説・判例の整理・分析手法、③自説の提示・論証手法を講義 し実習する。
		経営学研究論	経営学分野の学問的理解や論文作成に必要な研究手法の習得を目的とする科目であり、主に経営学未修者の履修を想定する。具体的には(1)論文作成に不可欠な文献収集方法や引用方法、(2)統計ソフト等を用いた定量的データの分析手法、(3)インタビューや事例収集など定性的調査の分析手法、(4)論文作成に必要な仮説設定や検証方法を、実習課題を用いて習得させる。
	< 3.	<u> </u> ーポレート・ガバナンス>	
	経営学関連科目	企業経営・会社法研究(日本型コーポ レート・ガバナンスの形成過程)	戦後日本における典型的な企業統治の形態は、内部昇進型の経営者、経営権に口出ししない株主、メインバンクシステムである。この構造は、英米とは異なっている点が指摘されるが、実は戦前の日本には見られないものであった。戦前日本の企業統治に対する有力な見解は、大株主経営者の存在、相対的に小さい銀行の影響力を主張するものである。では、どうして日本型コーポレート・ガバナンスが形成されたのだろうか。本講義では、近年の研究動向や企業統治に関する理論をサーベイすることによって、企業経営と会社法の両方の側面から日本型企業統治が形成されてきた要因を明らかにする。
		企業経営研究 1 (近代日本経営史)	本講義では、近代日本における企業経営について議論を行う。対象時期は、1600年~1936年である。当該期の日本経済をリードしたのは、三井・三菱・住友などの財閥系企業であったが、一方で、電力、鉄道、紡績に代表される非財閥系企業もまた株式会社形態を採用し、社会的遊休資本を集めることで、規模の経済性を生かす形で成長していった。このような企業が近代日本において、どのようにして成長していったのかについて、考察を加える。
講義科目		企業経営研究 2 (現代日本経営史)	本講義では、現代日本における企業経営について議論を行う。対象時期は1937年〜現在であるが、中心となる時期は1955年〜1973年の「高度成長期」である。当該時期においては、様々な日本特有の経営システムが誕生し、世界的にも注目された。例えば、労使関係における、年功序列、終身雇用、企業別組合という日本的経営の3種の神器や組織間関係における、系列、企業集団、同業組合などが挙げられる。このような日本型の経営システムがどのように形成され、現在どのようになっているのかを検討していく。
		会計研究1 (企業会計)	企業会計制度は、企業の財政状態に係る情報の開示と、企業の成果をとらえる利益の測定という2つの機能が相互に制約しあう仕組みのなかで、それぞれの機能が周辺の法制度や公的規制とも補完的な関係でむすびついて資本市場のインフラを形成している。本講では、それらの関係の在り方を、欧米諸国を中心とする各国制度の歴史と、グローバル化に伴う制度の国際統合の両面から検討することにより、分析の視点をかため、そのうえで現行会計制度の問題点を、情報開示の具体例をとおして考察する。
		会計研究 2 (内部統制・監査)	資本主義経済社会の充実・発展に、証券市場の公正且つ効率的な運営は不可欠の要件である。とりわけ、市場に開示される財務情報の信頼性の保証が、不可欠である。これまで、企業のコーポレート・ガバナンス体制の構成要素として内部統制の整備・運用が重視されてきたが、金融商品取引法は、開示される財務情報の信頼性の確保の視点から、公認会計士の財務諸表監査と一体となった内部統制監査の実施を制度化して、更なる内部統制の整備と効果的な運用を期し、財務情報の信頼性を一段と高めることとなった。 そこで、本講義では、財務情報の信頼性確保の立場から、内部統制監査を包括して実施される、公認会計士による財務諸表監査業務の基本構造を概説する。

	経営学関連科目	中小企業研究各論 1 (事業承継の経営)	本講義では、近年の日本において、重要な政策課題となっている中小企業における 事業承継問題について議論する。事業承継問題の中でも、会計・税務・法務上の問題ではなく、とりわけ、事業承継のプロセスで解決すべき経営管理上の問題について議論していきたい。たとえば、後継者の選定、M&Aの活用、事業承継において生じる組織的問題などについて取り上げる。また、欧米や他のアジア諸国などとも比較しながら、日本の中小企業における事業承継の特質についても検討していきたい。
	法学関連科目	中小企業研究各論 2 (事業承継と税法)	中小企業の事業承継は経営上や法律上の問題はもちろん、後継者の人生設計や親族間の意見調整など家族の思惑も絡む複雑な問題であるが、本講ではこの問題を税法の視点から取り上げ、事業承継に伴い各税法において問題となる事項を検討し、具体的な事例(判例・裁決例)を通じて、その対策を考察する。
		企業法研究1 (企業組織の法と実務)	株式会社における所有と経営の分離・機関設計の多様化を確認した上で、諸外国 (アメリカ・ドイツ・フランス)の機関構造をも参照しながら、コーポレート・ガ バナンスにおける各機関(株主総会・取締役会・代表取締役・監査役・会計監査 人・会計参与)の役割及びその実効性を確保するための法規制を検討し、必要に応 じて立法論的課題にも及ぶ。また、委員会設置会社の組織の利点と問題点について も検討する。受講生との質疑応答による基本的事項の確認と問題点の洗い出しに基 づき、講義と議論を通じて理解を深め、問題解決の方向性を模索する。
		企業法研究 2 (企業活動の法と実務)	企業活動に共通する基本的法原則から企業活動の個々具体的な行為までを中心に据えて企業活動に伴う決済手段としての有価証券についても触れながら、それぞれの法制度、裁判実務としての判例、また学説・実務等々について講義形式で論述する。当然のこと少人数の授業形式が前提であるから、ソクラテス・メソッド授業も取り入れる。
講義		企業法研究3 (企業再編の法と実務)	企業再編について、実務として知っておかなければならない「手続きにおける実務ポイント」、事例をもとにした「企業再編の進め方」について習得する。 Ⅰ企業再編手続の理解、Ⅱグループ経営の最適化をめざすためのグループ内組織再編、ⅢM&Aによる企業再編、ⅣクロスボーダーM&Aの4部構成で、ケーススタディを取り入れながら講義を進める。
科目		民事再生法研究 (企業再生の法と実務)	経済的に窮境にある債務者(倒産した企業など)を再建・再生するための裁判手続を定めた基本法である民事再生法の研究を行う。民事再生法が定める再生手続のアウトラインを随時確認しながら、実際の再生事例を調査・分析し、あるいは法律問題について判例研究を行う等の手法を用いて、再生手続のあるべき姿を探求する。この際、民事再生法と同じく倒産法と呼ばれる法律分野に属する破産法や会社更生法などにも言及し、これらとの比較検討も行う。
	<フ	ァイナンス>	
	経営学関連科目	ファイナンス研究 1 (コーポレートファイナンス)	現代の資本主義経済における企業活動を金融的な側面から総合的に分析する。具体的には、企業活動を支える投資や資金に関わる意思決定を合理的な基準にもとづいて検討する。その場合に基礎になる条件は、市場メカニズムの機能を理解することと、リスクや不確実性に関する理論を体得することである。ファイナンスの理論は近年急速に発達しており、それを正確に理解するためには多方面にわたる学習と演習を必要としている。さらには、数理的ならびに計量的な手法に通暁することも求められている。総じて非常に新しい分野であり、同時に多様かつ大量なこれまでの成果を吸収することが必要な研究分野である。
		ファイナンス研究 2 (インベストメント)	本講義では、株式や債券といった資産価格がどのように形成されるかを中心に解説する。均衡(もしくは裁定)価格理論といった標準的な資産価格モデルの考え方について理解することが到達目標である。株価や債券価格などの現実の市場データの処理の仕方および考え方も併せて習得する。また、ファイナンスにおける中心的な命題であるとされる効率的市場仮説について仮説の妥当性を検討しながら、近年の行動ファイナンスの動向についても触れる予定であるから、論文や資料を正確に理解する能力を養成し、多様なキャリア形成にも資することを目的とする。
		会計研究3 (会計情報と企業評価)	本講では会計情報に基づく企業評価の方法について講義する。近年我が国では割引キャッシュ・フロー(DCF)法による企業評価法が注目を集めているが、DCFは必ずしも実用的な企業評価のツールではない。本講では会計数値による企業評価法(割引超過利益モデル、EVAモデル)の実務における適用方法について講義する。

	法学関連科目	企業金融研究 (資金調達の法と実務)	企業における資金調達は多様な手段が採用されているが、それぞれの手段について 企業の視点から見た資金調達の実務や法的問題・課題を整理検討する。 いわゆる間接金融としての金融機関等からの借り入れにかかる法的問題、直接金融 としての市場からの調達や資産(不動産や流動資産)の流動化による調達や金融商品 取引法などの法的規制問題、さらには企業間の信用取引に伴う企業間ファイナンス に係る与信管理や与信担保を含む法的規制や法的問題点の整理分析を、企業法務の 経験を踏まえ、事例を利用しながら行うことで、さまざまな資金調達の実例を学ぶ こと、またそれらに伴うリスク・マネジメントを行うことができる経営者や財務担 当責任者などの人材の養成を目的とする。
		担保法研究 (担保・保証の法と実務)	人的担保と物的担保とを債権の掴取力の強化という統一概念の下に、一方で債権の 掴取力の強化のメカニズムを明らかにするととともに、行き過ぎた掴取力の強化か ら、担保の設定者や保証人を保護するために民法が担保法に組み込んだ優れた制度 を再評価することを通じて、担保法の存在意義と保証人保護を調和する法理を探求 する。
	くと:	ューマン・リソーシズ>	
		経営組織・労務研究 1 (経営組織の構築と運営)	企業が直面する現代的な経営課題に対応した、組織構築と運営に関わる問題を理論的、実践的に理解する。企業にとっての中心的な課題は、環境が変化する中で、絶えず成長し、競争力を維持・強化し続けることである。それを実現するためには、組織を革新し、効果的・効率的に運営することが求められる。本講では、企業が対応しなければならない事業創造、事業変革、企業統合、グローバル化などの重要な経営事項に対応した組織構築と運営について議論する。
講義科		経営組織・労務研究 2 (戦略的人的資源管理)	企業を動かすのは人である。そうした人材を対象とした管理について、戦略的人的資源管理の視点から体系的に理解する。人材を活用する管理サイクルは採用に始まり、配置・キャリア開発、職務遂行に対する人事考課(人事評価)、さらには賃金体系などの報償制度、教育・訓練に至る一連の施策から成り立つ。こうした一連の施策が、日本でどのような実態になっているのかを理解するとともに、現代的な課題がどこにあるのか、それはどのようにして解決していくべきなのかを議論することを通して理解を深める。またこうした施策の関連性を、戦略的に重要であると思われる経営課題に即して議論することで理解する。具体的な経営課題としてはグローバル化、組織変革、ワークライフバランスをあげ、ケース討議を通して議論する。
		経営組織・労務研究3 (経営と組織)	本講義では、経営組織理論の応用分野として、企業経営と組織文化との関連を考察する。 組織文化は、それぞれの企業のいわば個性を現しており、企業の創業者の考え(経営哲学)等が企業の歴史の中で醸成されて形成される。最近問題となっている企業不祥事やガバナンス問題も、この組織文化や経営者の哲学と大いに関係がある。優秀な企業は、健全な哲学・文化を持ち、そうでない企業は何らかの負の哲学・文化を持っている。 主として日本企業を対象として、いくつかのケースの検討も交えながら組織文化を考える。
	法学関連科目	労働法研究 1 (雇用システムの法と実務)	個別的労働関係法を中心に学ぶ。労働関係の法的基礎は労働契約である。そこで、 労働契約の内容がどのように決定されるのか(労働法規、労働契約、就業規則、労 働協約と相互の関係)を理解した後、労働契約の締結から解約まで(採用、賃金、 労働時間、休暇・休業、人事異動、安全衛生、懲戒、解雇など)を規律する法的 ルールについて判例を参照しながら講義する。個別労働関係法上の問題は多岐にわ たるため、その一部については労働法研究2(労働組合の法と実務)で取り扱う。
		労働法研究 2 (労働組合の法と実務)	労働法は、労働者が労働組合を組織して使用者と団体交渉を行う権利を保障し、対等な労使の団体交渉を通して労働条件や労使間のルールを設定することを促進している。この講義では、集団的労使関係に関する法(労働組合、団体交渉、団体行動、不当労働行為)を中心に学ぶ。また、個別労働関係法上の問題の一部(雇用差別の禁止、非正規雇用など)や、労働紛争の解決システム、労働市場と雇用政策に関する法なども取り上げる。
		社会保障法研究 (社会保険制度の法と実務)	現代社会において、多くの人は雇用され、労働者として生計を立てている。すべての労働者は労災・私傷病・失業・老齢などにより就労不能となり、所得を失うリスクを負う。公的な社会保険制度は、このような共通のリスクに備えることにより、雇用による所得分配を補い、人々の生活を保障する機能を果たしている。この講義では、このような社会保険(医療保険、労災保険、雇用保険、老齢年金など)に関する法を中心に、近年重要性を増しつつある社会福祉の法についても触れる。

	ロダクション&サプライ>	 経営戦略に関して全般的な基礎知識を習得するとともに、中小中堅企業が持続的
	性音戦時初九1 (中小・中堅企業の持続的競争力構築)	展音戦略に関して主版的な基礎知識を宣行することもに、下が下至正案が特別的競争力を構築・維持・強化するための応用的な理論も学ぶ。経営戦略については多代化、国際化や買収などといった全社戦略、及び競争戦略としての事業戦略についる基本的な理論を理解する。さらには戦略論の歴史的な変遷についても議論することを通して学習、文化、パワー・ゲームなどいった多様な視点からの戦略論の理解をめる。これら基本を習得した後に、中小・中堅規模の老舗を対象とした長期存続企経営の研究成果に基づいて持続的な競争を構築・維持・強化するための応用的な戦闘論を学ぶ。
	経営戦略研究 2 (グローバルビジネス)	本講義では、海外進出企業のグローバル戦略を取り扱うことになる。かつて海外が出といえば、経営資源を豊富に有する大企業が行うものという認識があった。したし、昨今では海外展開に無縁と思われてきた中小・ベンチャー企業も、海外進出を行っているケースが増えている。とくに、設立からすぐに海外展開するベンチャー企業は、ボーン・グローバル・カンパニーなどといわれている。本講義では、このような新しい事例も積極的に取り入れながら、理論と現実の対応関係を明らかにしていくことが狙いである。そのため、講義では各テーマごとに対応する企業のケース分析を積極的に取り入れていく予定である。
経営学関連科目	経営戦略研究 3 (情報システム)	ICT(information and communication technology)の革新が市場のあり方や企業略にどのようなインパクトを与え、そして今後与えうるのかについて検討をおこう。そのために、情報論、組織論、技術経営論、戦略的情報システム論、組織の済学、情報の経済学、ネットワーク論、マーケティング、コミュニケーション論いった既存理論を踏まえながら経営情報システムに関する講義をおこなうとともに、戦略的情報システムに関する事例研究レポートの作成を課す。
	経営戦略研究4 (サプライチェーンの取引・協働)	多くの消費財流通では市場の成熟化や顧客ニーズの多様化、小売業の寡占化といた環境変化によって、企業個々の意思決定が変化するだけでなく、サプライチェン間の力関係が変容し、企業間の協働的な取り組みが増加している。本講義ではうした変化の過程でみられるさまざまな取引制度を考察する。
	会計研究 5 (管理会計)	管理会計は経営管理者のための会計であるが、意思決定会計と業績管理会計に体化づけられる。本講義ではまず、前者の問題発見と解決のための会計情報の理論技法を理解できることを目的とする。次に、後者の経営計画と統制のための会計報の理論と技法を習得できることをめざす。各テーマに関する報告者の問題提起対して、受講者全員での質疑応答および検討の形態を基本とするが、内容の理解を確認するため、小テスト(クイズ)も必要に応じて実施する。また、ケース・タディを用いたディスカッションも随時取り上げる。
法学	契約法研究 (契約法の基本原理)	契約を中心に、契約が不成立となった場合や無効となった場合の原状回復に関す不当利得の法理を含めて、広い意味での契約法全体を代表的な判例(民法判例百に搭載された判例)を使ってケース・メソッドで講義する。契約の成立・不成立不当利得、契約の有効・無効(代理の効力を含む)、契約の履行(債務の消滅)契約の不履行、不履行の場合の救済(解除、損害賠償)、契約当事者の交代(債譲渡・債務引受)、契約各論(贈与・売買・交換・消費貸借・使用貸借・賃貸借雇傭・請負・委任(事務管理を含む)・寄託・組合・終身定期金、和解)を対象する。
関連科目	知的財産法研究 (知的財産の法と実務)	企業の重要な資産である知的財産権の概要を理解した上で、企業が事業を推進す上で、どのような点に留意する必要があるかを学ぶ。まず、企業活動と関連が深特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権に関する法と不正競争防止法の概を過去の判例や事例を題材にしつつ理解する。さらに、こうした基礎知識を基にて、企業が知的財産権戦略として、どのようにこれらの知的財産権を取得し、維し、活用して行くべきかを、検討する。
	国際取引法研究 (グローバルビジネスの法と実務)	企業が外国企業との間で行う物品等の売買取引・技術やサービス等の役務提供取及び金融取引に関しての実務や法的問題を対象とする。 国際的売買取引に関しては動産売買条約を利用しながら、国際間運送契約のさままな形態を理解するとともに、信用状決済を含む国際決済における問題、国際的役務サービスの提供にかかる問題、国際的な資金決済にかかる問題等を事例を利しながら、その基本的知識を理解するとともにリスク分析と法的課題(準拠法問、や紛争処理手段等)を整理・検討するものである。

< 7·	(マーケティング>		
経営学問	マーケティング研究 1 (消費者行動)	本講義では、消費者行動に関する基礎的な知識と最新の知識を習得することを目指す。基礎的な知識の習得のために、標準的なテキストを輪読する。インターネットの浸透を背景としてオンライン上の消費者間相互作用が活発化したことをうけて、近年、消費者行動領域では消費者間相互作用に関する研究が盛んに行われている。本講義では、消費者間相互作用が購買意思決定に及ぼす影響を検討した論文と、クチコミ発信の意思決定プロセスを検討した論文を輪読することで、消費者行動の新しい知識を習得する。	
関連科目	マーケティング研究 2 (マーケティングサイエンス)	本講義では、マーケティングサイエンスにおいてしばしば用いられる分析手法である共分散構造分析と潜在クラスモデルを理解するために文献輪読を行う。また、実際のデータを用いてこれらの分析を実行する実習を行う。これらの分析手法を消費者行動やマーケティングの実証研究で使うために、分析手法の数学的理解に加えて、これらの手法によって消費者行動やマーケティングの何がわかり、何がわからないのかという方法論的理解を深めることを目指す。	
	不法行為法研究 (不法行為法の基本構造)	被害者が加害者に対して責任を問うとき必要な要件とされる以下の3つの主要概念について、代表的な判例(民法判例百選Ⅱに搭載された判例)を使ってケース・メソッドで講義する。すなわち、第1に、「故意」とか「過失」とは、何を基準に認定されるのか、第2に、行為と損害との間の「因果関係」、特に、複数原因が関与している場合の「因果関係」の割合はどのようにして証明されるか、第3に、賠償の対象となる「損害額」はどのように認定されるのかという問題である。	
法学関連	消費者法研究 (消費者保護の法と実務)	2000年に成立した消費者契約法は、消費者保護の必要性を「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」という言葉で明確に表現している。消費者と事業者間のこの格差こそが、消費者問題の出発点である。安全性に関する製造物責任法も、商品・サービスの選択に関する各種の消費者保護法、消費者契約法もすべて、この原点から出発している。この講義では、消費者問題とは何か、消費者法は全体としてどのような法のグループによって体系づけられているのかについて、具体的な消費者事例、判例に基づいて理解を深めることにする。	
連 科 目	競争法研究 (企業間競争の法と実務)	企業による商品の開発、生産、販売をめぐる競争から生ずる法的問題や課題を、日本の独占禁止法の主要な規定、すなわち企業による一方的な排除行為である私的独占行為、企業が共同で行う不当な取引制限、企業が単独または共同して行う不公正な取引方法を中心として、関連する判例を整理分析する。また経済のグローバル化の進展に伴って生ずる国際的な競争において、日米EUの独占禁止法がどのように適用されるかを、判例の検討を通じて理解する。日本のみならず国際的な視点で法的判断ができる人材の養成を本講義の目的とする。	
	経済刑法研究(企業と刑法)	経済活動の主体としての企業の逸脱・犯罪行為について、経済事件として実際に問題となった事例を素材に、刑事規制の意義と限界を考える。具体的には、会社法上の犯罪(特別背任罪、利益供与罪など)、不正競争防止法上の犯罪(営業秘密侵害罪ほか)、証券犯罪(相場操縦罪、インサイダー取引罪など)、独占禁止法上の犯罪(談合・カルテルなど不当な取引制限罪)、租税犯罪、組織的な消費者詐欺事犯などを取り上げる。事例研究を通して実体法・手続法上の問題点を浮き彫りにするとともに、法人処罰などの立法的課題についても取り組む。	
<ガ <i>,</i>	バメント>		
経営学関連科目	会計研究4(会計基準論)	会計基準は、企業による財務情報のディスクロージャーを規制する、資本市場の重要なインフラである。国際会計基準(IFRS)の動向にみられる急速な国際化は、経済制度標準化の先端事例としても注目を集めているが、その現状を学ぶとともに、そこに潜む問題を検討して解決の方向を展望するのが本講の目的である。中心となるのは、会計基準を支える基本概念の体系的な整合性と、それが生み出す会計情報の有用性とに関する分析である。周辺の法や規制との関係も含めて、会計基準の担う役割とその改革の課題を幅広く考察する。	
	マーケティング研究3 (マーケティングへの政策関与)	市場経済社会では企業間の競争が効率的資源配分を達成するという前提のもと、競争優位を確立するための顧客ニーズ対応であるマーケティング活動も多様化している。しかしこうした活動には、競争阻害的な価格拘束や流通系列化、誇大広告といった問題も内在する。本講義ではマーケティング活動の有効性を前提としたうえでそこに内在する問題を誰がいかに解決すべきかを考察する。	

		憲法研究(企業と憲法)	企業活動を規制するガバメントの基本構造を理解するとともに、企業が直面する憲法問題とその対策を検討する。ガバメントの基本構造については、毛利透・小泉良幸・淺野博宣・松本哲治『憲法1一統治』(2011有斐閣)を教材として、国法の体系、統治機構の構造、国法の執行方法を理解する。企業をめぐる憲法問題については、企業を舞台とする憲法訴訟を取り上げてケーススタディーを行う。テーマとして、労働者の人権問題、企業活動の自由と行政規制、企業における個人情報保護を取り上げる。
	法学関連科目	行政法研究 (行政規制の法と実務)	企業活動と行政規制は不可分の関係にある。業法、士法、行為規制、事業規制、約款規制などのほか、一定の資格を持つ者の必置規制など規制の範囲は極めて広範にわたる。行政規制のない企業活動はほとんどないといってよい。本講義では、こうした規制(許認可など)の申請やその際に重要な要件となっている行政手続法の原則や行政訴訟のアウトラインを実務的に学習することを目的とする。薬のインターネット販売について薬事法施行令を違法とする最高裁の判断があったが、こうしたケーススタディーを通じて企業活動のインフラたる行政規制の改革や土地利用に関わる開発規制、特区制度、その他自主規制についても言及してみたい。
		税法研究 1 (税法の基本原理)	租税は、これを負担する者の経済力に応じて課されるものでなければならない。そして租税は、納税義務者にとって予測可能なものでなければならない。この意味において、「租税公平主義」及び「租税法律主義」は、課税の正当性を担保する基本原則である。そこで、本講は、これらの基本原則を踏まえ、法令コンメンタール及び重要判例を用いて、侵害規範としての税法の解釈及び適用の手法を学ぶとともに、納税者の権利保障制度の現状と課題についても理解を深めることにより、税の専門家としての基礎能力を養うことを目標とする。
講義科目		税法研究 2 (所得税の法と実務)	所得税は、個人の暦年の所得の金額を課税標準とし、これに課税する税である。現在、わが国の所得税法は、包括的所得概念により「所得」を把握し、10の所得区分に応じて担税力を測定し、これに課税するという、きわめて複雑な体系を有する。そこで、本講は、ケース・スタディー形式により、所得税固有の問題である所得区分や課税・非課税をめぐる課税対象、担税力の測定問題等を中心に、その問題に対する法の解釈、判例分析、立法論への展開を通じて、所得税法の理解を深めるとともに、個別事例の解決能力を養うことを目標とする。
		税法研究3 (法人税の法と実務)	法人税は、法人の各事業年度の所得の金額を課税標準として、これに課税する税である。今や法人は国内外の取引につき、法人税のタックスプランニング無しには何も取引ができないといっても過言ではない。そこで、本講は、ケース・スタディー形式により、法人税が抱える難問を中心に、その問題に対する法の解釈、判例分析、立法論への展開を通じて、法人税法の理解を深めることを目的とし、特殊にして高度な分野の個別事例解決能力を養うことを目標とする。
		税法研究 4 (消費税の法と実務)	消費税は、資産の譲渡等の対価を課税標準として事業者に課税をし、事業者がこれを最終消費者に転嫁することが予定されている税である。そして事業者の仕入れ段階での税負担は、仕入税額控除により排除される。このように「税額転嫁」と「仕入税額控除」は、消費課税の両輪である。そこで、本講は、上記の消費課税の仕組みを前提として、課税要件に沿って消費税をめぐる法的および実務的問題を抽出し、国内判例の分析及び諸外国の消費税制度との比較検討を通して、現行消費税法の理解を深めるとともに、将来的な消費課税の在り方を発想する能力を養うことを目標とする。
		環境法研究 (企業と環境問題)	産業公害規制から始まった我が国の環境法制と企業との関係は、公共の利益と営業の自由の対立という図式から、温暖化対策のように企業の自主的取り組みを誘導・支援する法制度が現れ、新たな段階へ進行しつつある。授業では、企業に求められている環境配慮・規制の基本的理解と調査能力の獲得を目的とし、環境法の形成と体系を講述した後、排出規制、廃棄物管理、土壌汚染、IS014000に代表される企業の自主的環境管理システムなどのトッピックを履修者の調査・報告を基に議論・検討していく。

	1年次演習	(概要) 本研究科が研究対象とする企業活動に関して、法学・経営学の特定の学術的・学際的分析に依拠した研究の実践、指導を入学年次に行い、企業活動を学術的に考察する研究論文作成の指導を行う。
		(飯田浩司)知的財産権に関する主要判例を題材に、事実、問題の所在等を整理した上で、関連する学説や判例を踏まえて分析を行い、ビジネスに与える影響も踏まえて討論を行う。
		(加賀山茂) 企業取引に関連した近時の判例または重要論点を素材として、契約法など民法の課題の研究指導を行う。
		(河村寛治) 6分野における企業活動に関連したビジネスに関する法や法規制を中心にビジネス活動のコンプライアンスのあり方に焦点を当てて、リスク・マネジメントの視点からリスク分析やその回避方法など検討を行う。
		(神田良)経営戦略と人的資源管理に関する修士論文の執筆予定者に対して、論文 執筆に必要な研究計画、先行研究レビュー、論文草稿への指導を行う。
演		(来住野究) 会社法の重要論点と近時の重要判例について、受講生による報告とそ れに基づく討論を通じて、私法としての会社法の理解の深化を目指す。
習		(近藤隆司) 法令解釈、判例研究及び比較法の手法を用いて、企業倒産処理法制に 関する課題の研究指導を行う。
科目		(仁科一彦) コーポレートファイナンスの様々な実例を選び、的確な対応を可能とする方法を体得する。さらにコーポレートファイナンス理論を総合的に学びながら、研究の推進を図る。
		(西山由美)税理士等の税の専門家志望の学生の受講を想定し、難解と言われる租税関係法令の解釈力と判例分析力の強化に力点をおき、ケース・スタディのスキルを習得する。
		(藤田晶子) 会計基準論に関する修士論文の執筆予定者に対して、論文執筆に必要な研究計画、先行研究レビュー、論文草稿への指導を行う。
		(丸山正博) 流通システムとマーケティング戦略に関する修士論文の執筆予定者に対して、論文執筆に必要な研究計画、先行研究レビュー、論文草稿への指導を行う。
		(宮地基)企業と憲法に関連したテーマで修士論文を執筆しようとする者を対象と して、研究の進め方および論文の執筆方法を指導する。
		(北浦貴士) ケーススタディの手法を用いて、企業経営の歴史的変遷に関する課題 の指導を行い、修士論文の執筆に向けた準備を行う。
	合同演習	本研究科修了に要求する修士論文は、法学・経営学の特定の学術的分析に依拠する必要があるとともに、企業活動に関わる広範な問題意識にも留意している必要がある。そうした広範な問題意識は、特定領域の専門家である指導教員以外との対話も不可欠である。本演習は、そうした問題意識の醸成のため、他分野の教員と学生と修士論文草稿の質疑応答をするものである。具体的には2年次前期に開講し、履修者個々人が各2-3回の発表を行い質疑応答を受けるものである。
研究関連科目	エクスターンシップ	企業や行政機関等において一定期間、実務を経験することにより、これまでに学習したことや研究してきたことが実務面で如何に生かされているかなどの検証を経て、実務を意識しながら、研究内容を更に高めることで、研究成果につなげることがこの科目の目標である。このような実務の現場での経験をすることは、単なる実務体験に止まらず、更なる学習意欲の向上や研究の深化に対する動機づけになるとともに、幅広い視点を意識しながら、研究内容の充実を図ることを可能とする。またキャリアアップにも寄与することとなる。
	ビジネス英語	ビジネスがグローバルに展開する中、国内市場を中心とする日本企業の場合であっても、取引を行っていく上で、Eメールを含む英文のビジネス文書に接する機会が増えている。本講義では、連絡、取引、クレームなどの各場面において、ビジネス上接する機会が多い英文のEメール、書簡、会議資料、議事録などの文書を理解するための知識やスキルを身に付け、さらには簡単なビジネス文書のドラフトも実習する。また、英文契約書の基本的な構成や内容についても解説する。また、これらのビジネス文書の前提になっているビジネスや法律等の基礎知識も習得する。

研究関連	(紛争解決の法と実務)	企業経営を行うにあたっては様々な法的紛争に巻き込まれる危険が常に存在する。 本講義では、法的紛争の解決手段である民事裁判という手続の中で経営者として心 がけておくべき点に重点を置いて講義を進める。基本的には講義形式を念頭に置い ているが、事例に応じて出席者に発言を求めることもある。
科目		刑事手続きは、企業経営に日常的にかかわるものではないものの、企業経営にかか わる刑事手続きが種々あるので、そのような手続について研究する。